

入 札 公 告

琉球大学において、下記のとおり物品購入について一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量 手術用ベッド(購入) 別紙仕様書のとおり
- (2) 納 入 期 限 令和4年2月28日
- (3) 納 入 場 所 琉球大学病院

(4) 入札方法について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度（平成33年度）に九州・沖縄地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

3. 入札書の受領期限及び場所

令和3年10月21日（木）17時00分
琉球大学上原キャンパス事務部管理課調達第一係

4. 入札執行の日時及び場所

令和3年11月29日（月）11時00分 琉球大学医学部管理棟小会議室

5. 契約条項・仕様書等を示す場所

沖縄県中頭郡西原町字上原207番地
国立大学法人琉球大学上原キャンパス事務部管理課調達第一係（担当：小浜）
TEL 098-895-3331 (2122) FAX 098-895-1091

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

令和3年10月8日

国立大学法人琉球大学
学 長 西 田 睦



手術用ベッド

仕様書

令和3年9月

国立大学法人琉球大学

I 仕様書概要

1 調達物品及び構成内訳

手術用ベッド

(構成内訳)

1. 手術用ベッド

1式

以上の搬入、据付、配管、配線、調整等を含む。

2

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3

1. 仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議のうえ、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案する機器が技術的要件を満たしていることを、応札仕様書のどの部分で証明できるかを技術的要件毎に、具体的にかつわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示すること（技術的要件と入札機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと）。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

II 調達物品の備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

1 手術用ベッドは以下の要件を満たすこと。

1-1 テーブルトップの長さは2,100mm以上であること。

1-2 テーブルトップの幅は510mm以下であること。

1-3 コラムベースはコンパクトになっており、術者の足元に顕微鏡やパッドなどのフットスイッチを操作するスペースがあること。

1-4 マイクロサージャリーに対応するため、手術台昇降支柱はZ型昇降リンクで最低位が床面から手術台本体部分まで450mm以下、最高位は床面から手術台本体部分まで1,100mm以上であること。

1-5 重量は380Kg以下であること。

1-6 縦転角度は骨盤高位20°以上、低位45°以上であること。

1-7 横転角度は左右ともに25°以上であること。

1-8 背板屈折角度は、上がり90°以上、下がり30°以上であること。

1-9 テーブルトップのスライド量は頭方向・脚方向それぞれ100mm、左方向・右方向それぞれ80mm以上であること。

1-10 操作ボックスは有線と無線の切替が可能であること。

1-11 操作ボックスはデジタルで表示され、テーブルの角度・スライド・バッテリー残量が一目で可視化できるモノであること。

1-12 横転は患者頭部術野の変位量を最小に抑えるアイソセンター機構を搭載しており、体位変換に伴う術部や顕微鏡の位置変換の際に生じるセッティングの煩わしさが減少し、術者の疲労・ストレスを軽減できるものであること。

1-13 設定角度やスライド情報をメモリー保存でき、保存した体位設定を簡易に再現することが出来るメモリー機能を有していること。

1-14 万が一の操作ボックスの故障に備え、手術台本体に予備スイッチを搭載していること。

1-15 縦転・横転・背板・XYスライドの動作は、水平復帰機能を有すること。

1-16 手術台の動作速度はHIGH・LOWの二段階切り替えができること。

1-17 バッテリーを搭載していること。

1-18 手術台の固定は電動4点油圧固定であること。

1-19 手術台の固定解除は、自動及び手動の2方式であること。

1-20 手術台のキャスターは四輪自由車を装備し、縦横への移動が自由にできる機能を有すること。

1-21 最大積載重量は360Kg以上であること。

1-22 緊急時に備え、緊急停止スイッチを装備していること。

1-23 既存の手術台付属品を取り付けることができること。

- 1-24 スクリーン掛は伸縮式で最小で1000mm未満、最大で1500mm以上の伸縮が可能であること。
- 1-25 専用のレール固定金具を装備していること。
- 1-26 側部支持器高さ調節が可能であること。

(性能・機能以外に関する要件)

- 1 設置、搬入、調整
- 1-1 設置場所においては、本学職員と事前協議を十分に行い、本学病院が指定した場所に設置すること。
- 1-2 搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬよう注意し、搬入すること。損傷が発生した場合には、供給者の責任において原状回復をすること。
- 1-3 既存機器については、本学病院職員の指示により供給者の責任で撤去すること。
- 1-4 装置及び機器等に関しては、定められた仕様通り、及び最適に稼働するよう責任をもって無償で試運転、性能試験等をおこなうこと。検査合格後、本装置の使用者に対して取扱方法に関する講習を実施すること。また、操作マニュアルは、日本語版を3部提供し、操作マニュアル、添付文書は電子媒体でも提供すること。
- 1-5 機器の取り扱いに関する教育訓練は、本学病院職員と協議のうえ、指定する日時、場所で行うこと。
- 2 保守体制等
- 2-1 通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
- 2-1-2 夜間、休日にかかわらず24時間体制の連絡網を確立し、障害発生時には、復旧の連絡を受けてから、24時間以内に現場で対応すること。（保守体制表・連絡表及び営業所情報等の提出が必要）。
- 2-2 保証期間
- 2-2-1 保証に関しては、納入後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定する修理または代品を納入するものとする。また、納入後1年間は、通常の使用により故障が発生した場合の無償修理に応じること。
- 3 その他
- 3-1 納入する機器等に係る情報を、本学が指定するテンプレートに入力のうえ、当該機器の写真（設置場所も含む）を添えて提出すること。なお、特別な事情を除き納品完了後1週間以内に提出すること。